

## 監査報告

令和2年5月7日

公益財団法人日本幼少年体育協会

監事 秋山 哲朗



公益財団法人日本幼少年体育協会

理事会 御中

評議員会 御中

私は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人日本幼少年体育協会定款に基づき、公益財団法人日本幼少年体育協会の令和元年・平成31年度(平成31年4月1日から令和元年3月31日まで)における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

監査の結果以下の通り報告致します。

1. 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
2. 公益財団法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上